経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)

第７条第１項の規定による証明に関する申請書

令和　　年　　月　　日

吉賀町長　岩本　一巳　様

申 請 者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住 所

電話番号

名 称

氏 名

（代表者名）

産業競争力強化法第１２８条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第３３項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１ 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容及び期間

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 創業支援事業者 | 内容 | 期間 |
| 経営 |  |  | 令和 　年 　月 　日 ～  令和 　年 　月 　 日( 日間) |
| 財務 |  |  | 令和 年 月 日 ～  令和 年 月 日( 日間) |
| 人材  育成 |  |  | 令和 年 月 日 ～  令和 年 月 日( 日間) |
| 販路  開拓 |  |  | 令和 年 月 日 ～  令和 年 月 日( 日間) |

２ 設立しようとする会社の商号（屋号）・本店所在地

・商号（屋号）

・本店所在地

３ 設立しようとする会社の資本額　　　　　　　　　　　　万円（会社の場合）

４ 事業の業種、内容

５ 事業の開始時期　　 令和　 年 月 日

※ ２～５は、認定特定創業支援等事業を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

吉産第 号

申請者が、上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

令和 年 月 日

吉賀町長 岩本　一巳　 印

※証明書の有効期限は証明日から1年間です。

※会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

【特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項】

１．会社※１設立時の登録免許税の減免について

（１）創業を行おうとする者又は創業後５年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減※２を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

　　　※１　株式会社又は合同会社を指します。

※２　株式会社又は合同会社は、資本金の０．７％の登録免許税が０．３５％に軽減（株式会社の最低税額１５万円の場合は７．５万円、合同会社の最低税額６万円の場合は３万円の軽減）されます。

（２）特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

（３）本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

２．創業関連保証の特例について

（１）無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の６か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

（２）本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

３．日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

（１）特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

（２）本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

※証明書発行の費用は無料ですが、即日発行ではありませんのでご注意ください。

※法改正等により支援制度が変更・終了となる場合があります。

※証明書は特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明するものであり、上記の支援制度（優遇措置）を受けられることを証明するものではありません。

※証明書を発行された方へ、後日、町から創業に関するアンケート（電話、郵送等）をさせていただく場合があります。

問い合わせ先：吉賀町役場産業課（創業支援担当）Tel：0856-79-2213